

裁 決 書

審査請求人

代理人

上記審査請求人から平成21年6月30日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成21年6月15日付け生活保護費返還額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

京都市深草福祉事務所長が平成21年6月15日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市深草福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

処分庁は、当初、事故治療費のうち、示談により事故の相手方から支払われる医療費負担額を返還するように説明していた。

処分庁が交通事故における被保護者の弁護士に対して送付した「生活保護法での医療費立替額について（回答）」（審査請求書に添付の資料1。以下「回答書」という。）という書面にも、そのように書かれていた。

ところが、処分庁は、相手方負担額に限らず、事故治療費全額の返還を求める本件処分を行った。

本件処分は、法第63条の「資力」が事故発生時に生じると解釈したものであるが、法の解釈を誤ったものであり、違法又は不当である。

2 処分庁の弁明の要旨

(1) 法第63条の「資力」の発生時点とは、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によると、事故発生時点である。

(2) 確かに、回答書には「この内、事故相手側の負担分については負担割合決定後返還していただくようお願いします。」と記載した。

しかし、これは、本件処分に係る返還額を確定し、事前に通知するものではない。返還額の確定は、所内会議を経た上で決定されることを繰り返し説明しているため、本件処分は適法かつ適正であり、何ら違法又は不当な点はない。

(3) したがって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 処分庁は、平成12年8月28日付けで、請求人の父である [] (以下「被保護者」という。) の保護を開始した。

イ []、被保護者は、通路を横断中に交通事故に遭い、同日、 [] に入院した。

ウ 平成20年7月3日、処分庁は、被保護者が交通事故の示談交渉を依頼していた弁護士から、病院から支払を求められている未払い治療費について、医療扶助による立替払をしてほしいとの依頼を受けた。

この依頼に基づき、処分庁は、事故治療費を医療扶助により2,353,800円立て替えた。

平成21年1月5日付けの回答書において、処分庁は、弁護士に対して、立て替えている医療費は、2,353,800円であり、このうち、事故相手方の負担分については負担割合決定後に返済してもらうよう記載し、送付した。

エ []、被保護者は死亡した。

請求人等は、相続放棄をすることも視野に入れていたが、限定承認することとした。

その後、交通事故の相手方と示談が成立し、損害賠償金は、 []円となり、この中には、後遺障害に係る損害賠償金及びこれに伴う文書料等経費と合わせて []円が含まれていた。そして、請求人等の口座に、損害賠償金 []円から弁護士報酬を引いた額として、合計 []円が振り込まれた。

オ 処分庁は、平成21年6月15日付けで医療扶助費2,353,800円の返還を求める本件処分を行った。

(2) 判断

ア 費用返還義務

法第63条によると、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 資力について

課長通知によると、自動車事故の場合、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)により保険金が支払われることが確実なため、法第63条の費用返還額の決定における資力の発生時点は、事故発生時点とされている。

また、生活保護手帳別冊問答集2009(以下「別冊問答集」という。)問13の6の(3)の答には、自動車事故等における資力発生時点は、加害行為の発生時点から損害賠償請求権を有するため、当該時点で資力の発生があったものとして取り扱うこととなるが、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、例外的には、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である旨、記載されている。

そうすると、後遺障害以外の損害についての賠償金の資力発生日は、原則どおり事故発生日と解されるが、後遺障害における損害の場合には、症状固定時にならないと損害額が明確にはならない以上、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったとはいえない

